

第6回

つがる西北五広域連合病院事業医薬品調達に関するプロポーザル実施要綱

つがる西北五広域連合病院事業における令和8年度及び9年度の安定的な医薬品の調達先を確保するため、本プロポーザルを実施する。

本プロポーザルは、原則として医薬品メーカー毎に当該医薬品の供給を担う卸売業者を選定し、向こう2年間の当該メーカー医薬品の供給についての「物品等供給契約」を締結する優先交渉権を得るものとする。

なお、当該物品等供給契約は、年度毎に契約を締結する単年度契約とし、次年度契約は、原則として、初年度契約の供給内容を引き継ぐこととするが、当該各年度の調達予算の措置状況等により契約の供給内容等に変更が生じる場合がある。

また、調達先となる医薬品卸売業者の選定にあたっては、単なる医薬品の供給にとどまらない、医薬品配送体制や出荷調整品等の安定調達に支障を来している場合などの医薬品確保の諸課題に対する解決力、病院経営に対する調達コスト削減のサポート力といった総合的な観点から評価し、適切な業者を選定することを目的に実施するものである。

1. 提案案件

- (1) 件 名： つがる西北五広域連合病院事業各施設への医薬品の供給
- (2) 業務内容： 指定した医薬品の供給「つがる西北五広域連合病院事業医薬品供給仕様書」のとおり
- (3) 供給期間： 令和8年4月1日～令和10年3月31日までとする。ただし、当該供給契約は単年度毎に契約するものとする。

2. 選定方法

応募者からの企画提案書及び品目別提案単品単価一覧表並びにプレゼンテーション内容を審査・評価したうえで、総合評価点数が高い者から順に優先1位から優先5位までを特定し、優先1位の者から順に交渉を行い、供給を受ける医薬品をメーカー毎に決定する。

なお、当該総合評価点数は、提案会での各業者の獲得評価点数に対し、院内評価委員会における評価を加減した点数とする。

ただし、メーカーを同じくする医薬品ではあるが、これまでの調達経緯や諸事情により供給を受けていた医薬品卸売業者が複数に跨る場合は、関係する医薬品卸売業者との交渉の中で、病院に有利となる方向で係る医薬品の帳合先を調整するものとする。

各順位交渉者の取り扱う医薬品は、原則として医薬品メーカー毎に医薬品卸売業者を決定していくが、次表に定める各順位交渉者の取り扱うことになる医薬品目数の割合の範囲で決定するものとする。

なお、審査において、各評価事項における評価が著しく低い等の事由により、その者を供給者とすべきではない評価が生じた場合は、当該交渉者が欠けることにより特定者数が5社に満たない場合であってもその者を交渉者とせず、評価基準に到達した者について、交渉者とする。

区分	全採用品目数に対する割合	取扱医薬品数
優先第1位交渉者	45%	848品
優先第2位交渉者	18%	339品
優先第3位交渉者	15%	283品
優先第4位交渉者	12%	226品
優先第5位交渉者	10%	188品

3. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした参加者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 青森県内に本店、支店又は営業所を有し、つがる西北五広域連合病院事業各施設からの発注後、1時間以内に納品できる体制が整っていること。
- (3) 医薬品の調達に必要な許可、免許等を有すること。
- (4) 法人税（個人事業者にあっては所得税）、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税並びに当広域連合構成市町の税に未納がない者。
- (5) 当連合構成市町から一般競争入札参加停止及び指名停止を当該募集要綱公表日及びプレゼンテーション実施日に受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として公共事業からの排除要請のない者。

4. スケジュール（予定）

- ①公告 令和8年 1月27日（火）
- ②現場説明会・医薬品リストの貸与 令和8年 2月 2日（月） 14時
(現場説明会への参加申込期限：令和8年2月2日（月）10時)
- ③本プロポーザルへの参加申込書受付 令和8年 2月 2日（月）
～5日（木）15時必着

④参加資格の確認結果通知	申し込み後都度確認のうえ、5日（木） 16時までに適宜通知する。
⑤質問事項の受付期限	令和8年 2月 3日（火）17時
⑥質問事項に対する回答	令和8年 2月 4日（水）16時予定
⑦企画提案書の提出期限	令和8年 2月 12日（木）17時必着
⑧企画提案発表会	令和8年 2月 19日（木）16時（予定）
⑨総合評価結果の通知	令和8年 2月 下旬（予定）
⑩優先交渉者ごとの契約交渉	令和8年 3月 2日（月）～13日（金）

5. 現場説明会等の実施について

- 日時：令和8年2月2日（月）14時から
- 場所：つがる総合病院3階 会議室2・3
- 現場説明会への参加申込み：令和8年2月2日（月）10時までに、後述の問い合わせ
先に申込み。（電子メール、FAX可）
- 医薬品リストの貸与

現場説明会終了後、本プロポーザルに係る「医薬品リスト（電子データ）」を光学ディスク（DVD）にて貸与する。当該ディスクは、企画提案書の提出時に当課に返却しなければならない。本プロポーザルへの参加を辞退又は参加資格がないと認められた場合もまた同様とする。

交付したデータは、本プロポーザル以外の目的で使用してはならない。
本プロポーザルへの参加を辞退する場合、または参加資格が無いと認められた場合は、速やかに当該ディスクを用いて作成した当該データを消去しなければならない。

- 質問事項の受付及び回答

- ・質問受付：令和8年2月2日（月）～3日（火）17時まで。
- ・質問方法：書面により質問書を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。
- ・提出先：つがる西北五広域連合 病院運営局 病院運営課 担当：渋谷
FAX：0173-38-1001 E-mail：rengou21@tsgren.jp
- ・回答：令和8年2月4日（水）16時に、現場説明会への参加者及びプロポーザルに参加の意向を示した者全員に電子メール又はFAXにより質問に対する回答を行う。

6. プロポーザル参加申し込み

（1）参加申し込み

参加申し込みに提出する書類は、次のとおりとする。なお、広域連合構成市町のいずれかの市町に物品供給競争入札参加資格登録を行っている業者は、登録している旨を様式第4号により申し出ることにより、下記提出書類のうち、④、⑤及び⑥の書類提出を省略することができる。

【提出書類】

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②会社案内及び概要書
本社所在地、支店・営業所所在地、設立年月日、資本金、配送センター所在地及び設置年月日、従業員数、関連会社、業務内容などが記載されたもの。
- ③調達業務に必要な許可、免許等の写し。
- ④納税証明書（各税とも未納がないことがわかる書面）
 - a 法人税
 - b 消費税及び地方消費税
 - c 都道府県民税
 - d 当広域連合構成市町に営業所等がある場合には当該市町税に未納がないこと。
- ⑤登記簿謄本（令和7年12月1日以降に発行されたものであること。）
- ⑥印鑑証明書（令和7年12月1日以降に発行されたものであること。）

（2）申込提出期限

令和8年2月2日（月）～5日（木）15時の間に、つがる西北五広域連合病院運営局病院運営課に持参するか又は郵送（簡易書留に限る。必着送付のこと。）とする。

【提出先】

〒037-0074 五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院 3階
つがる西北五広域連合病院運営局病院運営課 担当：渋谷宛
電話：0173-26-6363 FAX：0173-38-1001
E-mail：rengou21@tsgren.jp

（3）参加辞退及び医薬品リストの返却

参加申込書等の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）に現場説明会時で貸与した医薬品リスト（DVDディスク）を添えて2月6日（金）必着で病院運営課まで持参又は郵送にて提出すること。

7. 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は様式第2号「つがる西北五広域連合病院事業医薬品調達に関するプロポーザル提案書」とする。各項目に記載して提出すること。

作成にあたっては、現場説明会で貸与した「医薬品リスト」、本要綱第9-(1)～(2)「企画提案に対する評価視点」を勘案すること。

(1)構成書類

- ①企画提案書（様式第2号「つがる西北五広域連合病院事業医薬品調達に関するプロポーザル提案書」（A4版））
- ②主な納入先リスト（青森県内の自治体病院で、取引先であるもの全て（様式任意））
- ③令和8年度品目別提案単品単価一覧表の提出について（様式第3号）
- ④令和8年度品目別提案単品単価一覧表（様式第3号付表）

(2)提出部数

- ・正本1部、副本16部（コピー可）、および①、④の電子データ

(3)提出形態（当方で各社分を一括してファイルに綴じるため、以下のルールを厳守すること）

- ・構成書類のホチキス留めは禁止とする。
- ・構成書類はすべてA4判とし、正本・副本ともに、提出書類①～④の順に揃え、「左長辺2穴（80mmピッチ）」のパンチ穴をあけた状態で提出すること（横向きの資料（パワーポイント等）を用いる場合は、資料の上部が「綴じ目側（左側）」にくるよう向きを揃えて、左長辺に穴をあけること）
- ・両面印刷を行う場合は、ページをめくった際に上下が逆転しないよう「長辺とじ（天綴じ）」の向きで印刷すること。

(4)電子データの提出方法

- ・構成書類のうち、「①企画提案書」、「④令和8年度品目別提案単品単価一覧表」の電子データを、提出期限までに電子メールまたはUSBメモリ等により提出すること。
- ・「④令和8年度品目別提案単品単価一覧表」については、病院側での集計・比較に使用するため、必ずExcel形式で提出すること。PDF化や画像化したデータでの提出は認めない。

(5)提出期限及び提出場所

- ・提出期限：令和8年2月12日（木）17：00まで（必着）

- ・ 提出場所：後述の「1.1. 問い合わせ先」に同じ。

(6) その他

- ・ 企画提案書等の作成に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で本プロポーザルの評価を行う以外の目的に使用しない。

8. 企画提案書発表会（プロポーザル）

本プロポーザルにおける提案内容の補足及び質疑応答のため、以下のとおり発表会を実施する。

(1) 日時及び場所

- ・ 日時：令和8年2月19日（木）16時から
- ・ 場所：つがる総合病院 3階 会議室2・3

※ 発表の順番及び各々の集合時間については、令和8年2月16日（月）までに各社に通知する。発表会当日は、発表順に指定した集合時間を厳守のこと。なお、当日の進行状況により、各社の発表開始時間が遅れることがある。

(2) 発表時間

- ・ 1社あたり計10分（提案説明及び質疑応答を含む）とする。
- ・ 制限時間を超過した場合は、説明を打ち切ることがある。

(3) 発表方法及び機材

- ・ 発表は、提出済みの企画提案書に基づき行うものとし、当日の追加資料の配布は認めない。
- ・ 発表時間を10分/社としているため、各社の会社概要、物流ネットワーク、主な納入実績等については、事前に資料を審査委員へ配布し目を通していただくこととしたので、当日の発表会では説明を省略し、提案内容（様式第2号）の解説により行うこと。
- ・ プレゼンテーションに使用するPC端末及びコネクタ（HDMI等）は、各社にて持参すること。
- ・ 事務局ではプロジェクター及びスクリーンのみを用意する。接続確認は各社の発表時間前に行うこと。

(4)出席者

- ・1社あたり3名以内とする。

9. 企画提案に対する評価視点

評価視点とその基準については、次のとおり。

-1) プロポーザル発表内容に対する評価

(1)供給体制（デリバリー）に関すること（配点：50点）

院内評価委員会委員プレゼンテーションを拝聴したうえで委員個々が評価する。

昨今の供給不安定な状況を踏まえ、「いかに欠品させないか」「代替薬提案、確保」については、薬剤部署の円滑な運営と診療の安定と確保に貢献するものであり、特に評価する。

なお、各社が取り扱っている医療機器（物流システム、デリバリーコンテナシステム、経営分析ツール）等は、本提案会の評価対象としないので、盛り込まないこと。

〈評価視点〉

①安定的供給の維持・確保

出荷調整品や欠品時における当該医薬品の供給、在庫確保策、薬効を等しくする代替品提案といった提供体制。

②配送・物流の最適化

「納品時間の集約」や「緊急時の配送体制」等病院が必要とする時に必要な医薬品のデリバリーについて体制等を確認する。

(2)適切な価格形成及びコスト管理（配点：50点）

これまでの医薬品の値引き率を勘案しつつ、医薬品の特性や市場環境を考慮した、透明性が高く妥当性のある値引き率の提案を評価する。

〈評価項目〉

①適正な値引き率の組み立て

個々医薬品の価値や需給状況、当該医薬品の安定調達に必要な流通コストを総合的に踏まえつつ、これまで当病院事業のサポートに貢献してきた値引き率の実績をも勘案した、病院経営のサポートに資する合理的かつ適正な目標値引き率の提案。

②値引き率の安定性と継続性

向こう2年間の供給契約を前提とした、提案した目標値引き率の具体的実現、維持するための取り組み

-2) 院内評価委員会における評価（±100点）

各委員における提案内容における個々評価の積み上げた点数に対し、次の視点により審査委員間で意見交換を行い、評価委員会として点数の加減を行う。

※ 評価の視点

・企画提案

毎月行っている各卸との交渉の場に臨む姿勢や各社 MS の日頃の薬品情報の提供や調達に係るコンサルタントといった活動の実態、デリバリーにおける欠品、遅配、急配への対応、調達先としての信頼度等の度合いといった日々の病院と各卸との接触における現場の意見と、本プロポーザルでの提案内容を照らし合わせての評価を加減する。

のことから、点数の加減については、企画提案発表会での各委員の評価と現場評価間の点数の調整を行う企図もあり、獲得点数が普段の営業活動から得ている評価に対して相対的に低い場合は加点を、高い場合は減点を、妥当な場合は加減を行わない取り扱いとする。

10. 問い合わせ先

〒037-0074 五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

つがる西北五広域連合病院運営局病院運営課 担当：渋谷

電話：0173-26-6363 FAX：0173-38-1001

E-mail : rengou21@tsgren.jp